

令和3年度 実施方針の策定の見通しの公表について(令和3年8月6日現在)

十和田市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号)第15条及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則(平成23年内閣府令第65号)第2条による公表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合があります。

名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管部署
(仮称)十和田市 市営住宅北園団地・瀬戸山団地整備事業	事業契約日から令和6年11月まで(予定)	新たに設置する十和田市市営住宅(仮称)北園団地及び(仮称)瀬戸山団地について、設計、建設を行う。	青森県十和田市西十二番町119番1他地内及び青森県十和田市東三番町85番6他地内	令和3年8月上旬	十和田市建設部 都市整備建築課 建築住宅係 TEL0176-51-6738 (直通)